本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

秘密保持契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という。）及び●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約でいう「秘密情報」とは、一方当事者（以下「情報受領者」という。）が、他方当事者（以下「情報開示者」という。）から受領する一切の情報（文書、電子ファイル、口頭等その他の媒体のいかんを問わない。）とする。

（守秘義務）

第２条　情報受領者は、前条に規定する秘密情報について、厳に秘密を保持し、これを本契約目的の範囲内で使用するものとし、情報開示者の事前の書面による承諾なくして第三者にこれを漏洩又は開示してはならない。ただし、本契約目的を達成するために必要な範囲内で、情報受領者の取締役、監査役、執行役員、従業員、コンサルタント、弁護士、税理士又は公認会計士に開示する場合を除く。

２　相手方の書面による事前の承諾により秘密情報を第三者に開示する場合においては、甲及び乙は、自らの責任で、当該第三者に本契約と同一の義務を負わせる。

３　甲及び乙は、秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに複製又は改変してはならない。

４　相手方の書面による事前の承諾の有無、開示を受けた第三者に本契約と同一の義務を負わせたか否かを問わず、秘密情報を第三者に開示又は漏洩した結果、相手方に損害が発生した場合には、甲及び乙は、相手方に対し、相手方に生じた相当因果関係のある損害を賠償する。ただし、責めに帰すべき事由の存しない場合は、この限りでない。

（適用除外）

第３条　次の各号のいずれかに該当する情報については、両当事者はそれぞれ、前条の義務を免れる。

　　　⑴　情報開示者から開示された時点で、既に公知となっていたもの

　　　⑵　情報開示者から開示された後で、情報受領者による本契約の違反行為によらずして公知となったもの

　　　⑶　情報開示者から開示された時点で、情報受領者が既に保有していたもの

　　　⑷　官公庁、証券取引所又は自主規制機関から、法令又は規則上の権限に基づき開示を要請されたもの

（情報の返還・廃棄）

第４条　情報受領者は、情報開示者からの請求があった場合、又は本契約が終了した場合には、情報開示者より開示された秘密情報が含まれている書類、電子データその他全ての媒体を、情報開示者の指示に従い、速やかに返還又は廃棄しなければならない。ただし、情報受領者において秘密情報を利用して作成したものであって、法律上保管が義務づけられているものについてはこの限りでない。

（知的財産権）

第５条　甲及び乙が相手方に対し提供した情報の中に、特許権、実用新案権、商標権、著作権その他の知的財産権の対象となる情報が含まれる場合であっても、甲及び乙は、相手方に対してこれらの権利を付与するものではない。

（報告）

第６条　甲及び乙は、相手方に対し、いつでも自らに関する情報の管理状況について口頭、書面又は電子的方法の一又は複数による報告を求めることができ、相手方は遅滞なくこれに応じる。

　　２　甲及び乙は、相手方に関する情報が漏洩した場合又はそのおそれがある場合には、相手方に対し、直ちに経緯及び状況を相手方の指示する方法により報告し、相手方の指示に従う。

（有効期間）

第７条　本契約の有効期間は、本契約の締結の日から３年間とする。ただし、第９条は、本契約終了後もなお有効に存続する。

（違反の効果）

第８条　甲又は乙は、相手方当事者において本契約に基づく守秘義務の違反状態を覚知した場合、直ちに相手方当事者に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができる。

　　２　甲又は乙は、相手方当事者が故意又は過失により本契約に基づく守秘義務に違反した場合、当該違反行為により被った損害の賠償を請求することができる。

（準拠法及び管轄裁判所）

第９条　本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

　　２　本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第１０条　本契約に規定のない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じたときは、両当事者は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約を証するため本書２通を作成し、乙による記名捺印の上、甲乙各１通保有する。

令和　●年　●月　●日

甲

　住　所

㊞

乙

　住　所

㊞

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。